

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第6号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 28,390円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 42,740円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 43,050円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 56,160円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 62,400円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 74,880円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 81,120円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 93,600円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 106,080円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 118,560円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 131,040円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 143,520円
- (13) 前各号のいずれにも該当しない者 149,760円

第6条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,360円」を「17,780円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,360円」を「17,780円」に、「30,600円」を「30,260円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」

を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,360円」を「17,780円」に、「42,840円」を「42,740円」に改める。

第8条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「月割り」を「月割」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附則第11条を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。